

平成 21 年第 5 回与論町議会臨時会

# 与論町議会会議録

平成 21 年 11 月 30 日

与 論 町 議 会

# 平成 21 年第 5 回与論町議会臨時会

第 1 日

平成 21 年 11 月 30 日

**平成21年第5回与論町議会臨時会会議録**  
平成21年11月30日(月曜日)午前10時51分開会

**1 議事日程(第1号)**

開議の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第49号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第4 議案第50号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第5 議案第51号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を  
改正する条例

**2 出席議員(11人)**

1番	川	村	武	俊	君
3番	供	利	泰	伸	君
5番	喜	山	康	三	君
7番	坂	元	克	英	君
10番	麓	才	良	君	
12番	町	田	末	吉	君

2番	林	隆	寿	君	
4番	福	地	元一郎	君	
6番	本	畑	敏	雄	君
8番	喜	村	政	吉	君
11番	大	田	英	勝	君

**3 欠席議員(1人)**

欠員(0人)

9番 野口 靖夫 君

**4 地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席した者の職氏名(3人)**

町長 南政吾君 総務企画課長 元井勝彦君  
水道課長 岩村安峰君

**5 職務のため出席した事務局職員(2人)**

事務局長 川畠義谷君 記林孝徳君

開会 午前 10 時 51 分

議長（町田末吉君） ただいまから、平成 21 年第 5 回与論町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（町田末吉君） 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2 番林隆寿君、7 番坂元克英君を、指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

議長（町田末吉君） 日程第 2 、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定しました。

#### 日程第 3 議案第 49 号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（町田末吉君） 日程第 3 、議案第 49 号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（南 政吾君） 議案第 49 号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

人事院によりますと、平成 21 年 4 月に支払われた公務員給与及び平成 20 年 8 月から平成 21 年 7 月までに支払われたボーナスについて、民間との比較を行った結果、公務員給与が民間給与を 863 円、 0.22 パーセントでございますが、ボーナスの支給月数が 0.33 月分上回っていることが明らかになったことから、これに見合うよう人事院勧告がなされたことに伴い、4 月 1 日にさかのぼり給料の水準を 0.2 パーセント、期末手当の支給月数を 0.3 月分引き下げるものであります。

また、同じく人事院勧告に基づき、自宅に係る住居手当を廃止し、月 60 時間を超える超過勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を 100 分の 125 から 100 分の 150 に引き上げるとともに、その支給に代えて超勤代休時間を指定することができる制度を新設するものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（町田末吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

議長（町田末吉君） 5 番。

5 番（喜山康三君） 本町の職員のラスパイレス指数及び給与の状況について御説明をお願いします。

**議長（町田末吉君）** 総務企画課長。

**総務企画課長（元井勝彦君）** お答え申し上げます。先ほど配った資料にもあると思いますが、ラスパイレス指数の資料で言いますと、下位の団体で下から 12 番目となっております。最下位が夕張市の 68.6、大分県の姫島村が 71.6、それから長野県の王滝村が 73.2 等々でございますが、それから沖縄の座間味村が 78.5 となっているようでございます。与論町は下から 12 番目ということです。

**議長（町田末吉君）** 5 番。

**5 番（喜山康三君）** 新聞報道によるとですね、今回の給与の改定については、本年度の 4 月にさかのぼって減額するようですが、その分を今度の期末手当中から差し引くということになっており、給与そのものを増やすならともかく、さかのぼって減額するという理由は、どういう考え方でこういうことができるのか。そのことについて説明なり町長の考え方を伺いたいと思います。

**議長（町田末吉君）** 町長。

**町長（南 政吾君）** 確かに給与の増額ということであれば、数箇月後に増額するということは今までよくありましたが、今まで支払ったのは払い過ぎだから、その分を減額するという方式は、当事者には非常に大変で、生活に係る問題であるのは間違いないわけありますけれども、しかしながら、今の社会情勢を見たときに自治体の中で、非常に努力をしてラスパイレス指数を下げている地域と、そんなに努力をしていない所と一緒に下げるということについては、ちょっと私どもとしても考えるところがありますけれど、その地域を考えたときには、それだけの経済水準であれば、これは私たちとしても受けて立つのが正当じゃないかという思いもありますし、今回このように人事院勧告に従うということで、お願いをしているところであります。

**議長（町田末吉君）** 5 番。

**5 番（喜山康三君）** その前に、労働者である職員の権利と生活をどう守るかという立場から考えた場合は、金額の大小にかかわらず、こういうのは一定の手続きとか、一定のルールがあってしかるべきじゃないかと思いまして、このように質問しました。議案の 49 から 51 まで重複しますが、この場合は、結局役場職員と町長の給与のことになりますけれど、私たち議員のことについても当然このままの形ではいけないことになりますが、今後、議員報酬は、これに倣って一定の形で減額する必要があると思いますが、町長はそれについてはどうお考えですか。

**議長（町田末吉君）** 町長。

**町長（南 政吾君）** このことについては、基本的に三権分立の考え方から、検討していただくということだけしか私どもの立場からは申し上げられないわけでありますけれど、与論町の議会については、ほかの地域と比べて非常に検討されているという感じで、私ども執行部としては受け止めておりますので、その点は議会の方でお考えいただければというふうに思います。議員報酬に対する執行部の考えとしては、今までやってこられた姿を見まして十分に納得しています。以上です。

**議長（町田末吉君）** 8 番。

**8 番（喜村政吉君）** 少し違った観点から、町長の見解をお伺いしてみたいと思い

ます。いわゆる人勧によって給料を引き上げたり、下げたりしております。また、一般的に公務員の給与あるいは議員の報酬に関しても、人勧に準じてとよく言われるわけであります。それは、先ほど説明がありましたように、大きな社会情勢・経済情勢の変動に伴って、民間と比較して、民間レベルに合わせていくという発想が根底にあるかと思います。そういう視点、観点で考えた場合に、人事院の方で何パーセントの引上げ・引下げというふうに決めて勧告してくるのは、平均的な、一般的な国家公務員あるいは地方公務員を想定したことだと思うんですよ。逆に民間との比較という視点で考えたときに、我々は一般的な公務員に準じることももちろん大事でありますし、自分の島の所得レベルや町民の視点も考えなければ、町内でも公務員や我々議員と町民との所得格差が生まれているということも、町民からよく聞かされるわけです。だから、私は一概にラスパイレス指数が低いからうんぬんとか、そういう視点だけでとらえるべきではないし、町民の所得レベルという観点を念頭において、それを引き上げていく努力を積み重ねていって初めて、そういう理屈が通るんじゃないかという見方を私はするわけですよ。そういう観点からすれば、今回は勧告どおり引き下げるることはやむを得ないと私は考えるわけです。そこで、一般的な問題としてじゃなくて、町民との比較、町民の所得レベルとの比較という観点に立って考えたときに、町はこの問題をどのように認識されているのか、見解をお伺いしたいと思います。

**議長（町田末吉君）** 町長。

**町長（南 政吾君）** 先ほど喜山議員さんにお答えしたとおりであります、おっしゃるとおり地域の経済力というものを基準にした考え方で、今回も人勧に従ったというふうにお答え申し上げたわけでありますけれども、私どもの先輩方が今まで努力をされてきて、ラスパイレス指数が非常に低いところにあるというのもその一因じゃないかと思っているわけです。これを上げられるように、町民の方にも満足して上げさせてもらえるように、私どもは努力をしていく所存であります。また、今回こうしてですね、カットされることについて、議会でこういうふうに御意見が出てくるということは、私ども職員に対して非常に思いやりといいますか、同情的な考え方方が議会にあるということを十分認識して、今後なお一層頑張りたいと思っています。今回の場合は、そういう意味もありまして、人勧に従ってやりたいということでお願いをしているところです。

**議長（町田末吉君）** 8番。

**8番（喜村政吉君）** 今の町長の答弁で、大体のところは理解できたわけであります。そういう認識に立ってですね、是非公務員も議員も、支給される報酬、給料のレベルを町民に対しても堂々と自信をもって説明できるよう努力しなければならないし、その跡が見えなければ、町民というのはますます厳しい状況になってくれば、不平不満が我々に向かってくるわけですよね。だから、我々はその説明もし、十分納得できるような努力というものを今後積み重ねていかなければ、時代の流れを見ると、本当に厳しいものがあるんじゃないかと思いますので、是非とも今後の予算編成においてもですね、そういう視点にたって重点的・効率的に取り組んでいただきますよう要請、お願い申し上げたいと思います。以上です。

**議長（町田末吉君）** 1番。

**1番（川村武俊君）** 今回の職員給与の減額ということでございますが、私が一番心配しているのは職員の職務に関する意欲が低下しないかということでございます。この点について町長の御見解をお伺いします。

**議長（町田末吉君）** 町長。

**町長（南 政吾君）** その意欲についてはですね、機会あるごとに申し上げてきていいところであります。私どもは地域の公僕であるということをしっかりと、職員は認識していると思っています。その証拠に、土日とか自分の時間をなくしてでも、地域の活動には徹底して参加をしていますし、奄美の首長さん方が本当にびっくりするぐらい身を挺して頑張っているわけであります。そういう点からも、給料が今回カットされるからといって職員の意欲がなくなるような感じは全くないと思います。ただ、私としては上げができるよう、みんなで更に頑張ろうじゃないかという考え方をもっていますし、職員も皆そう考えているものと確信しております。意欲がますます上がるよう努力していくますので、御理解をいただきたいと思います。

**議長（町田末吉君）** これで、質疑を終わります。

**議長（町田末吉君）** お諮りします。議案第49号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第49号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第50号 町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

**議長（町田末吉君）** 日程第4、議案第50号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

**町長（南 政吾君）** 議案第50号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

一般職の給与改定に伴い、特別職の期末手当の支給月数を年間0.25月分引き下げるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

**議長（町田末吉君）** 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 討論なしと認めます。

これから、議案第50号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第51号 与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

**議長（町田末吉君）** 日程第5、議案第51号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

**町長（南 政吾君）** 議案第51号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

人事院勧告に基づき、与論町職員の給与に関する条例等の一部改正がなされることに伴い、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を一部改正しようとするものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

**議長（町田末吉君）** 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** これで、質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（町田末吉君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（町田末吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、与論町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----  
議長（町田末吉君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第5回与論町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

-----  
閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 町田 末吉

与論町議会議員 林 隆寿

与論町議会議員 坂元 克英